

新潟県条例第6号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加え、同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（個人の県民税に係る徴収金の払込みの方法）</p> <p>第20条 市町村は、<u>法第739条の4第2項（個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の納付又は納入等）</u>の規定により個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合は、別に知事が定める払込書によって県に払い込むと同時に、別に知事が定める収入計算書を提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第17条 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（都市再生緊急整備地域における不動産取得税の課税標準の特例）</u></p> <p>第17条の2 <u>法附則第11条第7項本文に規定する条例で定める割合は、5分の1とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（不動産取得税の徴収猶予の申告）</p> <p>第19条 <u>法附則第11条の4第3項及び第5項（不動産取得税の減額等）の規定により徴収猶予を受けようとする者は、第47条各号に掲げる事項を記載した申告書に法附則第11条の4第3項又は第5項の規定の適用があることを証明するに足る書類を添付して、第43条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（軽油引取税の課税免除の特例に係る免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例）</p> <p>第19条の4 次に掲げる免税軽油使用者証の交付を受けた者が、当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証の有効期間の開始の日の属する月の初日から当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の末日までの期間に係る法附則第12条の</p>	<p style="text-align: center;">（個人の県民税に係る徴収金の払込みの方法）</p> <p>第20条 市町村は、<u>法第42条第3項（個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の払込み）</u>の規定により個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合は、別に知事が定める払込書によって県に払い込むと同時に、別に知事が定める収入計算書を提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第17条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（不動産取得税の徴収猶予の申告）</p> <p>第19条 <u>法附則第11条の4第2項、第5項及び第7項（不動産取得税の減額等）の規定により徴収猶予を受けようとする者は、第47条各号に掲げる事項を記載した申告書に法附則第11条の4第2項、第5項又は第7項の規定の適用があることを証明するに足る書類を添付して、第43条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（軽油引取税の課税免除の特例に係る免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例）</p> <p>第19条の4 次に掲げる免税軽油使用者証の交付を受けた者が、当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証の有効期間の開始の日の属する月の初日から当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の末日までの期間に係る法附則第12条の</p>

2の7第2項（軽油引取税の課税免除の特例）において準用する法第144条の27第1項（免税軽油の引取り等に係る報告義務）の報告書を知事に提出する場合の期限は、同月の翌月の末日とする。

(1) (略)

(2) 法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げる軽油の引取りを行う自衛隊又はオーストラリア軍隊

(3) (略)

2 (略)

(自動車税の種別割の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号及び次条第2項において同じ。）、天然ガス自動車（法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び次条第2項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であることを除く。）、第65条第1項の表第5号中キャンピング車であって営業用又は自家用のもの及び同号中乗用車に類するものであって自家用のもの（次条において「自家用乗用車等」という。）、法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車（次項第4号及び第3項第1号において「ガソリン自動車」という。）又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車（次項第5号及び第3項第2号において「石油ガス自動車」という。）で平成25年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録（以下この条及び次条において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車（以下この条において「軽油自動車」という。）

2の7第2項（軽油引取税の課税免除の特例）において準用する法第144条の27第1項（免税軽油の引取り等に係る報告義務）の報告書を知事に提出する場合の期限は、同月の翌月の末日とする。

(1) (略)

(2) 法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げる軽油の引取りを行う自衛隊

(3) (略)

2 (略)

(自動車税の種別割の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。）、天然ガス自動車（法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であることを除く。以下この条において同じ。）、第65条第1項の表第5号中キャンピング車であって営業用又は自家用のもの及び同号中乗用車に類するものであって自家用のもの（以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。）、法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第5号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成22年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録（以下この条及び次条において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車（以下この条において「軽油自動車」という。）

その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

2. 次に掲げる自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽減率の欄に掲げる額とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（第5項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。）に適合するもの又は同条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号及び第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の

値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(6) 軽油自動車のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準(以下この条において「平成30年輕油軽中量車基準」という。)又は同号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準(以下この条において「平成21年輕油軽中量車基準」という。)に適合する乗用車

3 次に掲げる自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

4 第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

2 次に掲げる自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年

5 次に掲げる自動車(自家用乗用車等を除く。)が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の

度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) (略)

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車又は第65条第1項の表第5号乗用車に類するものであって営業用のもの（以下この項及び次項において「営業用乗用車等」という。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行規則で定めるもの

(5) 石油ガス自動車（営業用乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基

自動車税の種別割に限り、当該自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) (略)

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車又は第65条第1項の表第5号乗用車に類するものであって営業用のもの（以下この項及び次項において「営業用乗用車等」という。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

(5) 石油ガス自動車（営業用乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のも

準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

(6) 軽油自動車(営業用乗用車等に限る。)のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準 (次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。)又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準 (次項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。)に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

3 次に掲げる自動車のうち、営業用乗用車等(前項の規定の適用を受けるものを除く。)が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用乗用車等の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1)～(3) (略)

4 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項に規定する自動車にあっては軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

5 (略)

第20条の2 (略)

2 (略)

3 前条第5項の規定は、前2項の規定を適用する場合について準用する。

ので施行規則で定めるもの

(6) 軽油自動車(営業用乗用車等に限る。)のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用乗用車等(前項の規定の適用を受けるものを除く。)が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用乗用車等の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1)～(3) (略)

7 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、第1項から第3項まで及び第5項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項及び第5項に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、第3項に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

8 (略)

第20条の2 (略)

2 (略)

3 前条第8項の規定は、前2項の規定を適用する場合について準用する。

第2条 新潟県県税条例の一部を次のように改正する。

附則別表第1及び附則別表第2を次のように改める。

附則別表第1

自動車 の 区 分			税 率 (年 額)		
			重 課 税 率	最大軽課税率	中間軽課税率
(1) 乗 用車	営業 用	電気自動車		2,000円	
		総排気量が1リットル以下のもの	8,600円	2,000円	4,000円
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	9,700円	2,500円	4,500円
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,900円	2,500円	5,000円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	15,800円	3,500円	7,000円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	18,000円	4,000円	8,000円
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	20,500円	4,500円	9,000円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	23,500円	5,500円	10,500円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	27,100円	6,000円	12,000円
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	31,200円	7,000円	14,000円
	総排気量が6リットルを超えるもの	46,800円	10,500円	20,500円	
	自家 用	電気自動車		6,500円	
		総排気量が1リットル以下のもの		6,500円	
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		8,000円	
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		9,000円	
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		11,000円	
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		12,500円	
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		14,500円	
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		16,500円	
総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの			19,000円		
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		22,000円			
総排気量が6リットルを超えるもの		27,500円			
(2) ト ラック	営業 用	電気自動車		2,000円	
		最大積載量が1トン以下のもの	7,100円	2,000円	
		最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,900円	2,500円	
		最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	13,200円	3,000円	
		最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	16,500円	4,000円	
		最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	20,300円	5,000円	

		下のもの				
		最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	24,200円	5,500円		
		最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	28,000円	6,500円		
		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	32,400円	7,500円		
		最大積載量が8トンを超えるもの	32,400円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算した額	7,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,200円を加算した額		
自家用	電気自動車			2,000円		
		最大積載量が1トン以下のもの	8,800円	2,000円		
		最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	12,600円	3,000円		
		最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	17,600円	4,000円		
		最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	22,500円	5,500円		
		最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	28,000円	6,500円		
		最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	33,000円	7,500円		
		最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	38,500円	9,000円		
		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	44,500円	10,500円		
			最大積載量が8トンを超えるもの	44,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに6,900円を加算した額	10,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,600円を加算した額	
けん引車	営業用	小型自動車に属するもの	8,200円	2,000円		
		普通自動車に属するもの	16,600円	4,000円		
	自家用	小型自動車に属するもの	11,200円	3,000円		
		普通自動車に属するもの	22,600円	5,500円		
(3)バス	営業用	一般乗合用バス	乗車定員が30人以下のもの		3,000円	
			乗車定員が30人を超え40人以下のもの		4,000円	
			乗車定員が40人を超え50人以下のもの		4,500円	
			乗車定員が50人を超え60人以下のもの		5,000円	
			乗車定員が60人を超え70人以下のもの		6,000円	
			乗車定員が70人を超え80人以下のもの		6,500円	

		乗車定員が80人を超えるもの		7,500円	
一般乗合バス以外のバス		乗車定員が30人以下のもの	29,100円	7,000円	
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	35,200円	8,000円	
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	41,800円	9,500円	
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	48,400円	11,000円	
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	55,500円	13,000円	
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	62,700円	14,500円	
		乗車定員が80人を超えるもの	70,400円	16,000円	
		自家用		乗車定員が30人以下のもの	36,300円
乗車定員が30人を超え40人以下のもの	45,100円			10,500円	
乗車定員が40人を超え50人以下のもの	53,900円			12,500円	
乗車定員が50人を超え60人以下のもの	62,700円			14,500円	
乗車定員が60人を超え70人以下のもの	72,000円			16,500円	
乗車定員が70人を超え80人以下のもの	81,400円			18,500円	
乗車定員が80人を超えるもの	91,300円			21,000円	
(4) 三輪の小型自動車	三輪の小型自動車	営業用	5,100円	1,500円	2,500円
		自家用	6,900円	1,500円	
(5) 特殊用途自動車	キャンピング車	電気自動車		5,000円	
		総排気量が1リットル以下のもの		5,000円	
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		6,500円	
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		7,500円	
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		9,000円	
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		10,000円	
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		11,500円	
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		13,500円	
総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		15,500円			

		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		17,500円	
		総排気量が6リットルを超えるもの		22,000円	
	霊きゆう車		9,700円	2,200円	
乗用車に類するもの	営業用	電気自動車		1,900円	
		総排気量が2リットル以下のもの	8,600円	1,900円	4,000円
		総排気量が2リットルを超えるもの	15,800円	3,500円	7,000円
	自家用	電気自動車		6,500円	
		総排気量が2リットル以下のもの		6,500円	
		総排気量が2リットルを超えるもの		9,000円	
トラックに類するもの	最大積載量の定めのあるもの		第2号に掲げる当該税率の額		
	最大積載量の定めのないもの	車両重量が3トン以下のもの	12,600円	2,900円	
		車両重量が3トンを超え10トン以下のもの	28,000円	6,400円	
		車両重量が10トンを超えるもの	28,000円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに11,100円を加算した額	6,400円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに2,600円を加算した額	
バスに類するもの	営業用	普通自動車に属するもの	15,900円	3,700円	
		小型自動車に属するもの	13,200円	3,000円	
	自家用	普通自動車に属するもの	45,100円	10,300円	
		小型自動車に属するもの	36,300円	8,300円	
	三輪の小型自動車に類するもの		第4号に掲げる当該税率の額		

附則別表第2

自動車 の 区 分		税率 (年 額)	
		重 課 税 率	軽 課 税 率
営業用	電気自動車		1,000円
	総排気量が1リットル以下のもの	4,100円	1,000円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	5,200円	1,200円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,900円	1,600円
自家用	電気自動車		1,300円
	総排気量が1リットル以下のもの	5,700円	1,300円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	6,900円	1,600円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	8,800円	2,000円

附 則

(施行期日)

- この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第1条中新潟県県税条例第20条の改正 令和6年1月1日
 - 第1条中新潟県県税条例附則第19条の4の改正 改正法附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日（不動産取得税に関する経過措置）
- この条例による改正後の新潟県県税条例（以下「新条例」という。）附則第17条の2及び第19条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用

し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

- 4 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定の内容が当該規定に対応する新条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。